

2025-2026 年度 宅地建物取引士資格 登録講習テキスト 正誤表

令和 7年 3月 31 日
株式会社 KEN ビジネススクール /KEN 不動産研究

このたびは「宅地建物取引士 登録講習」をご受講いただきまして、誠にありがとうございます。
「2025-2026 年度 宅地建物取引士資格 登録講習テキスト」につきまして、訂正箇所がございます。
ご覧いただけますようお願い申し上げます。

2025-2026 年度 宅地建物取引士資格 登録講習テキスト

■テキストの P.30 12 報酬額の制限【問 12】

・問題文 肢4につきまして、下線部分を訂正いたします。

(誤) 4 建物が 1 年を超えるような期間にわたり居住者が不在となっていた場合、A 社は、報酬額について B に説明し、合意を得ていれば、B から 330,000 万円まで報酬を受領することができる。

(正) 4 建物が 1 年を超えるような期間にわたり居住者が不在となっていた場合、A 社は、報酬額について B に説明し、合意を得ていれば、B から 330,000 円まで報酬を受領することができる。

・解説文 肢4の 3 行目～5 行目につきまして、下線部分を訂正いたします。

(誤) ～その際、宅建業者は、上記に基づき報酬を受ける場合には、媒介契約の締結に際しあらかじめ、上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があります。したがって、A 社が B から受領できる報酬額の上限は、賃料の 2.2 倍の 220,000 万円です。

(正) ～その際、宅建業者は、上記に基づき報酬を受ける場合には、媒介契約の締結に際しあらかじめ、上限の範囲内で、報酬額について依頼者に対して説明し、合意する必要があります。したがって、A 社が B から受領できる報酬額の上限は、賃料の 2.2 倍の 220,000 円です。

■テキストの P.89 2 容積率の計算で床面積に算入しなくてもよいものが？

・上から 3 つ目の ▶ の文章につきまして、下線部分を訂正いたします。

(誤) ▶ 住宅または老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る)の床面積で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものについては、延べ面積に参入しません。

(正) ▶ 住宅または老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る)の床面積で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものについては、延べ面積に算入しません。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。